

志和池中央ふれあい広場東屋設置事業 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、志和池中央ふれあい広場に東屋を設置することにより、広場利用者の憩いの場としての機能向上を図るものである。

2 業務の概要

- (1) 名 称 志和池中央ふれあい広場東屋設置事業
- (2) 場 所 都城市上水流町
- (3) 内 容 別紙1 要求水準書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月13日まで
- (5) 提案上限額 30,638,300円(消費税及び地方消費税相当額2,785,300円を含む。)

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性、技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質かつ工期の短縮及びトータルコストの削減を図るため、設計・施工を一括して発注するものとする。

そのため、受注業者の選定に当たっては、利便性を考慮した技術提案内容や提案価格等により総合的に審査・評価し、受注業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 業務スケジュール(予定)

内 容	日 程
選定委員会発足 (審査方法並びに評価項目の決定)	令和7年8月1日(金)
公告日【公募型】	令和7年8月4日(月)
参加表明書の受付期間【公募型】	令和7年8月4日(月)から 令和7年8月18日(月)まで
質疑の受付期間	令和7年8月4日(月)から 令和7年8月19日(火)まで
質疑の回答	令和7年8月22日(金)まで随時
参加資格確認結果の通知及び 技術提案書提出要請書の送付	令和7年9月1日(月)まで
技術提案書の受付期間	令和7年9月1日(月)から 令和7年9月11日(木)16時30分必着
審査(書類審査)	令和7年9月下旬頃[予定]
優先交渉者の通知	令和7年10月上旬頃[予定]
契約締結日	優先交渉者との交渉が調い次第、速やかに締結する。

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱(平成23年度告示第311号)第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿(以下、「名簿」という。)に、建築の有資格業者として登載されており、現に競争入札参加の資格を有している者、もしくは、この事業と同種、同規模以上の設計実績および施工実績を有する者。
※同種とは、東屋、休憩所等の屋根付き開放型建築物を指す。
※同規模とは、建築面積9㎡以上の建築物を指す。
- (7) 都城市内に本店、支店又は営業所を有する者で、要求水準書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者。
- (8) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する建築士事務所の登録を受けていること。

7 参加表明書の提出要領

- (1) 作成要領
 - ア 参加表明書(様式第3号)
 - イ 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- (2) 提出期間
令和7年8月4日(月)から令和7年8月18日(月)まで
- (3) 受付時間
午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日は除く日(以下「平日」という。)とする。

(4) 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(5) 提出部数

1 部

(6) 参加申込の結果通知及び技術提案書等提出要請書の通知

参加申込の結果について、令和7年9月1日（月）までに通知すると共に、技術提案書等提出要請書を送付する。

(7) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

ア 提出書類 辞退届（別添）

イ 提出期限 令和7年9月11日（木）まで

ウ 受付時間 平日午前8時45分から午後4時30分まで

エ 提出方法 持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

8 技術提案書の作成要領

（詳細については別紙2の技術提案書作成要領に基づくこと）

(1) 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第5号）

(イ) 技術提案書（様式第6号）

(ウ) 図面

- ・全体のイメージ
- ・施設平面図
- ・施設立面図
- ・施設断面図
- ・その他必要な図面

※図面は縮尺50分の1程度としA3サイズで提出すること。

(エ) 設計・工事工程表（任意様式）

(オ) 配置予定技術者の名簿（任意様式）

(カ) 会社概要（様式第7号）

(キ) 業務実施体制調書（様式第8号）

(ク) 配置技術者の経歴書（建築施工業者）（様式第9号）

(ケ) 配置技術者の経歴書（建築士事務所）（様式第10号）

(コ) 見積書（様式第11号）

(2) 提出期間

令和7年9月1日（月）から9月11日（木）まで

(3) 受付時間

平日午前 8 時45分から午後 4 時30分まで

(4) 提出方法

持参又は書留郵便により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部（副本は複写でも可）

9 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から 8 月19日（火）午後 4 時30分まで

イ 受付方法

質問書（別添）を電子メールで提出し、電子メールの件名は「志和池中央ふれあい広場東屋設置事業質問書（法人名）」とし、メールの送付後に、「13 応募・問合せ先」へ電話で送信確認を行うこと。

なお、電話での質問等は受け付けない。

ウ 提出先

「13 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法

令和 7 年 8 月22日（金）午後 4 時30分まで随時、市ホームページで公開する。

10 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 24 年度告示第 254 号。以下「プロポーザル要綱」という。）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、志和池中央ふれあい広場東屋設置事業公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

委員は、都城市の関係職員 5 人（環境森林部長、同部環境施設課長、同課施設管理担当主幹、土木部建築対策課長、同部住宅施設課長）で組織する。

(2) 審査方法

提出された技術提案書を、別紙 3 「評価項目及び評価基準」に基づいて書類審査し、優先交渉者を選定する。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙 3 「評価項目及び評価基準」のとおり

最低基準点を 6 割とし、委員の総合計点が、満点の 6 割以上となる参加者がいなかったときは、優先交渉者を選定しない。

なお、提案者が 1 者のみの場合でも、委員の総合計点が、満点の 6 割以上の場合は、優先交渉者として選定する。

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) その他

ア 契約代金の支払は、「完了払」とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

1 2 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合

イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

1 3 応募・問合せ先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

都城市 環境森林部 環境施設課 施設整備担当 吉高

電 話 0986-23-3319 (直通)

F A X 0986-23-2172

E-mail kankyo-sisetu@city.miyakonojo.miyazaki.jp